

2019年（令和元年）8月12日

第72期司法修習終了予定の弁護士名簿登録請求者 各位

日本弁護士連合会
事務総長 菰田 優
(公印省略)

弁護士名簿登録手続について（御案内）

第72期（本年12月11日司法修習終了者）の弁護士名簿登録日は、本年12月12日（木）（司法修習終了証書交付日の翌日）を予定しています。

弁護士名簿への登録請求の手続は、入会を希望する弁護士会を経て下記の書類を当連合会に提出することになっています。弁護士名簿登録に必要な書類は、当連合会ホームページに登載していますので、ダウンロードして御利用ください。書類の作成に当たっては、「記入要領」及び「記入例」を必ず御覧いただき、必要事項を記入し、書類の取寄せ等を行ってください。

なお、登録請求の締切日は弁護士会によって異なります。また、登録請求に際して下記以外の書類を必要とする弁護士会もありますので、早急に入会希望弁護士会に御確認の上、準備を進めてください。

記

- 1 弁護士名簿登録請求書（登録免許税として収入印紙6万円分貼付）
- 2 履歴書（写真1葉（無帽，無背景）縦4cm×横3cm貼付）
- 3 戸籍謄本，戸籍抄本又は氏名，本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍記載事項証明書のうちいずれか1通（外国籍の方は，国籍が記載されている，外国人住民に係る住民票の写し）
- 4 弁護士法第7条各号，第12条第1項各号及び第2項に該当しないことの誓約書，弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書（※注1）
- 5 本籍地市区町村発行の身分証明書（外国籍の方は，弁護士法第7条第4号及び第5号に該当しない旨の誓約書）（※注1）
- 6 成年後見登記等ファイルに登録されていないことの証明書（※注1）
- 7 連絡先回答書
- 8 弁護士記章仕様希望届（※注2）
- 9 身分証明書発行申請書（写真2葉（無帽，無背景）縦4cm×横3cm）（希望者のみ）（※注2）
- 10 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書（希望者のみ）

（※注1）成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が本年12月14日に施行され，施行日以降に登録請求される場合には，弁護士法第7条第4号に該当しないこと

を確認する書類が不要となりますが、それ以前（本年12月13日以前）に登録請求される場合は必要となります。

(※注2) 弁護士記章仕様希望届は必ず御提出ください。身分証明書の発行を希望される方は、身分証明書発行申請書を併せて御提出ください（ただし、弁護士記章仕様希望届で「タイタック式」又は「ブローチ式」を選択された方は必ず御提出ください。）。